

スペックスイミングクラブ 規約

第1条 (名称)

当クラブはスペックスイミングクラブと称します。

第2条 (所在地)

当クラブは大阪市東淀川区小松1丁目5番3号に所在します。

第3条 (管理及び運営)

当クラブは株式会社スペックがその管理及び運営を行います。

第4条 (目的)

当クラブは指導を通じてゆとりある心と身体を育て、豊かで健康な人間形成を目的とします。

第5条 (入会資格)

当クラブに入会できるものは各コース・クラス別に定められた資格に該当する健康な方であって当クラブの趣旨に賛同した方とします。

第6条 (入会手続き)

当クラブに入会を希望される方は所定の申込手続きを行い、第5条に定める入会資格を得たときは、定める期間内に所定の登録料及び会費等を納入して頂きます。

第7条 (指導内容)

当クラブは各コース・クラスに応じた指導要項及び細目を設置し、指導要項・細目に基づく指導をします。

第8条 (登録料及び会費)

登録料及び会費は所定の方法で納入して頂きます。尚、一旦納められた登録料及び会費は如何なる場合も返還いたしません。

第9条 (休会)

休会を希望する方は休会する前月20日までに所定用紙を当クラブまで提出下さい。尚、休会月は正規会費の50%をご納入頂きます。

第10条 (退会)

退会を希望する方は退会する前月20日までに所定用紙を当クラブまで提出下さい。

第11条 (クラス変更)

クラス変更を希望する方は変更を希望する前月20日までに所定用紙を当クラブまで提出下さい。尚、クラス変更は当クラブ規定のカレンダーに基づく月度初めからとし、月度途中の変更はできません。

第12条 (会員資格の喪失)

会費の支払いを滞納した時。
本規定及びクラブが他に定めた事項に違反された時。
他の会員との協調を欠き、その他管理・運営の秩序を乱した時。

第13条 (傷害等の責任)

会員が授業中に身体上の傷害を受けた時は、その会員が指導員の指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り、当クラブが加入の賠償保険の受給範囲内にて損害賠償を行うものとします。

第14条 (施設の閉鎖等)

会社は以下に掲げる事由が発生したとき、当クラブ全部または、一部を閉鎖し、その利用を制限することができます。この場合はクラブ及び会員は、請求異議申し立てをすることができません。

気象、火災、事故等による時。
施設の改造または補修の時。
法令の制度廃止、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した時。

第14条 (会員の免責)

会社は会員の当クラブ利用に伴い発生した盗難等の事故については、一切責任を負いません。

第15条 (諸料金)

会社は月会費等の諸料金を経済の変動勘定して変更します。

第16条 (その他)

会社は本規定に定めのない事項及び管理・運営に必要な事項については別途定めます。

第17条 (改訂)

会社は必要に応じて本規定を改正します。